# 平成21年西東京市教育委員会第8回定例会会議録

1 日 時 平成21年8月28日(金)

開会 午後2時01分 閉会 午後2時56分

2 場 所 保谷庁舎 4 階 研修室

3 付議事件 別紙議事日程のとおり

4 出席委員 委 竹 尾 員 長 格 沼 本 委員長職務代理者 禧 一 委 宮田 清蔵 員 委 員 角田 冨美子 委 員 森本 寛 子 教 長 野崎 芳 昭 育

5 欠席委員 なし

6 出席職員 教 育 部長 高 根 和 孝 二 谷 保 夫 教育部特命担当部長 教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉 学 校 運 営 課 長 山本 一彦 教育部副参与兼教育指導課長 前島 正明 教育相談担当課長 南里 由美子 統 括 指 導 主 事 石 井 卓之 指 遵 ‡ 事 宮城 洋之 教育部参与兼社会教育課長 幹 徳 波方 スポーツ振興課長 伸 一 飯島 公 民 館 長 相原 昇

教育部参与兼図書館長

 教育部主幹(公民館)
 山本
 茂

 教育部主幹(図書館)
 奈良
 登喜江

小 池

博

7 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美 教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子

8 傍聴人 1人

## 平成21年西東京市教育委員会第8回定例会議事日程

日 時 平成21年8月28日(金) 午後2時00分から 会 場 保谷庁舎4階 研修室

第 1	会議録署名委員の指名	
第 2	議案第41号	平成21年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について
第 3	議 案 第 42号	平成21年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行 の状況の点検及び評価(平成20年度分)について
第 4	議 案 第 43号	西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について
第 5	協議事項	新型インフルエンザへの対応について
第 6	報 告 事 項	西東京市教育委員会事務局における組織改正の協議について (回答)

第7 そ の 他

## 西東京市教育委員会会議録

平成 2 1 年第 8 回定例会 (8月 2 8日)

## 午後2時01分開会

#### 議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成21年西東京市教育委員会第8回定例会を開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は森本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第41号 平成21年度教育関係補正予算について(申出)の 専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野﨑教育長 議案第41号 平成21年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分に ついて、の提案理由を御説明申し上げます。

平成21年度の西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算に関しまして、平成21年9月定例市議会に提案を行う日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により、平成21年8月24日に専決処分を行いましたので御報告し、御承認いただきますようお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。 高根教育部長 それでは、教育長に補足して御説明申し上げます。

9月補正予算につきましては、一般会計全体といたしまして24億7,366万9,000 円の増額補正を行うものでございます。

それでは、教育関係の補正内容につきまして、お手元の専決処分書に沿いまして御説明申 し上げます。恐れ入ります。専決処分書をお開きください。

まず、歳入でございますが、13款国庫支出金といたしまして、1億2,234万6,00 0円を計上いたしております。内容につきましては、安全・安心な学校づくり交付金として、 地上デジタル放送対応設備整備事業及び太陽光発電設備整備事業、国の補助金10分の5事 業といたしまして、地上デジタル放送対応設備整備事業に係る学校情報通信技術環境整備事 業費補助金及び理科教育設備整備事業の補助金を計上するものでございます。詳細につきま しては歳出で御説明申し上げます。

続きまして、14款都支出金といたしましては328万円を計上いたしております。内容につきましては、東京都の補助金事業といたしまして、部活動外部指導員導入促進事業費を補助金として計上するとともに、東京都の委託金10分の10事業といたしまして、外国語活動実践研究事業費、スポーツ教育推進校事業費、安全教育推進校事業費を委託金として計上するものでございます。これにつきましても、詳細につきまして歳出で御説明申し上げます。

続きまして、19款諸収入でございますが、スポーツ運動施設の管理運営につきましては 指定管理者にお願いをしておりますが、その結果、平成20年度において収益が1,533万 6,857円となったことから、その2分の1に相当する766万9,000円を利益還元金 として指定管理者より支払いがあったため計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、10款教育費の総額につきましては4億7,360万6,000円を計上するものでございます。主な内容についてでございますが、1項教育総務費

は3 1 0 万円を計上しております。内容につきましては、まず、外国人英語指導事業費 4 0 万円でございますが、小学校における外国語活動の円滑な導入を図るための実践的な取り組みを推進するもので、本年度から 2 箇年、碧山小学校が指定されております。

続きまして、スポーツ教育推進校事業費250万円でございますが、体力の向上や運動の大切さ、オリンピックの意義や役割について理解を図るもので、本年度は東小学校、柳沢小学校、本町小学校、けやき小学校、ひばりが丘中学校の5校がスポーツ教育推進校として指定されております。

次に、安全教育推進校事業費20万円でございますが、東京都教育委員会で作成した安全 教育プログラムを活用した年間指導計画に基づき、安全教育を先進的に推進するもので、本 年度は保谷第二小学校が安全教育推進校として指定されております。

恐れ入ります。1枚おめくりいただきまして裏面でございます。次に、2項小学校費は3億257万5,000円を計上しております。内容につきましては、平成23年7月にテレビのアナログ放送が終了するのに対応して整備を予定しております旧保谷地域の小学校の地上デジタル放送対応設備整備工事の前倒し及び学校トイレの洋式便器整備の設計委託料と工事費、並びに学習指導要領の改訂に備え理科備品の購入費を計上いたしております。

次に、3項中学校費は1億4,601万4,000円を計上しております。小学校費と同様に計画の前倒しによる地上デジタル放送対応設備整備事業工事及び明保中学校における太陽 光発電設備整備工事並びに学校トイレの洋式便器整備の委託料と工事費を計上しているもの でございます。また、小学校と同じく理科備品の購入費を計上しているものでございます。

次に、5項社会教育費は1,424万8,000円を計上しております。公民館に設置する 地上デジタルテレビの購入費及び緊急雇用創出事業として、図書館が所蔵する全資料の清掃 点検及び修理を行うための経費を計上しているものでございます。

次に、6項保健体育費は766万9,000円を計上しております。歳入の19款諸収入で 御説明したとおり、指定管理者からの利益還元金につきまして西東京市スポーツ振興基金へ 積み立てを行うため、歳入と同額の766万9,000円を積み立てるものでございます。

なお、これらの事業を実施するに当たりましては、歳入に計上いたしました補助金等のほかに地域活性化・経済危機対策臨時交付金等が充当されております。

簡単ではございますが、以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

宮田委員 では、一つ。太陽光発電整備事業をやりますと、年間の電力量はどのくらい浮く というふうにお考えなんでしょうか。

山本学校運営課長 現在、明保中学校の屋上に設置する太陽光発電システムにつきましては 10キロワットの発電ができるものを想定しております。この容量なんですが、ちょっと概略で、大変申し訳ございませんが、各普通教室の4部屋から5部屋の教室分の蛍光灯を1日授業中つけていたという想定をして、その分が賄える電力消費量というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

宮田委員 東京電力に売却といいますか、売ることができるわけですね。例えば、きょうは

お休みですのであまり電力は使っていないと思うんですが、そういうときには、売るというような処理はされているんでしょうか。

山本学校運営課長 御指摘のとおりのことが考えられるというふうに考えております。しかしながら、容量等が、今の私のほうで御説明した4部屋から5部屋というのは条件のいいときでというお話になっておりますので、売電ができるかどうかというのは今後の検証の中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。ほかにございますでしょうか。

宮田委員 そうすると、600 万円例えば使ってそれほど、3 部屋、4 部屋ということだったら、もうちょっと有効に使ったほうがいいんじゃないかという気も、本当に $CO_2$  を減らして、または東京電力に売却することによって子どもさん、生徒たちの何か新しいことに使えるとか、収入をはかって使えるとかそういうことならいいと思うんですけれども、相当のお金をかけて、売ることはできないで、4 部屋ぐらい日中だけだという、日中はむしろ電気はつけなくてもいいくらいじゃないかと思うんですね。できるだけ $CO_2$  を減らす意味では、明るいときには使わないというような方向性のほうがよろしいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

山本学校運営課長 御指摘の部分は十分理解しているところでございます。しかしながら、 先ほどお話ししたのは、発電できる容量としてどの程度のものが想定量として出るのかとい う算出をしてもらっているんですが、そのときに大体この程度の容量という計算をされたも のですから、それについて御説明をさせていただいたところでございます。ただ、学校の教 室の電気だけではございませんので、いろんなところで使っておりますので、それに充当し ていくというふうに考えているところでございます。

竹尾委員長 宮田委員の質問は、600万円を投資して、それをどれぐらいで回収できるのかということに帰すると思うんですが。

宮田委員 そうですね。中学ですと2,750万円という大きなお金を投入して、3部屋、4 部屋だとしたら、直観ですが、とても何か高いような、しかも、明るいときには要らないので、むしろ売るというようなことでより教育にある種のお金が回せるというようことがあれば、それはそれで私は、屋根はどっちみちあるわけですから結構だと思うんですが、その辺は考えないで4部屋がというようなことではとてももったいない。まさにそういう感じがいたします。よく御検討いただきたいと思います。

竹尾委員長 そうですね。太陽光発電をやること自体は決して悪いことじゃないと思いますが、今のような投資効率がどうなるかというようなことも含めて検討をしてください。またいつか御報告をしていただければありがたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔 替成者举手〕

全員賛成。よって、議案第41号 平成21年度教育関係補正予算について(申出)の専

決処分について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第42号 平成21年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成20年度分)について、を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第42号 平成21年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成20年度分)について、の提案理由を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、西東京市教育委員会の平成20年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況等について点検及び評価を行い、議会に報告書を提出し市民に公表するため、御決定いただきますようお願いするものでございます。

私からは以上でございます。詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

櫻井教育企画課長 それでは、平成21年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行の状況の点検及び評価(平成20年度分)報告書、平成20年度における事務の管理 理及び執行状況について御説明申し上げます。

まず、このたびの報告書(案)でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の規定により、平成20年度分の西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価したものでございます。

平成19年分を点検・評価いたしました平成20年度に引き続き今回で2回目となります。 平成20年度は法律の施行から間もないということもあり、試行錯誤の中での作成となった ため報告書の作成は本年2月になってしまいましたが、平成21年度につきましては、報告 書の全体の構成等がほぼ確立されておりましたので、円滑に作成作業が進み、当初の予定ど おり本定例会に御提案するものでございます。

本報告書案を作成するに当たりましては、昨年度と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条第2項の規定により有識者の知見を活用するため、昨年度にお願いいたしました3名の有識者の方に今年度も御意見をいただきました。2回の会議を開催し、目標設定や評価の考え方など貴重な御意見をいただきながら報告書案を作成してまいりました。昨年度より充実した報告書になっていると考えております。

それでは、報告書に基づきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、 1 枚おめくりくださいまして、目次を御覧ください。

このたびの報告書の構成でございますが、まず第1では、概要といたしまして、平成20 年度分の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について総括的に取りまとめております。

次に、第2では平成20年度の西東京市教育委員会の教育目標について記載しております。 次に、第3では西東京市教育委員会の平成20年度の主な活動・事業の目標と実績、評価 と課題ということで、教育委員会における特に重要な課題について13項目を抽出し、それ ぞれ目標、実績・成果、評価と課題に分けて掲載しております。 次に、第4では事務の管理及び執行状況及び評価について三つの視点から掲載しております。(1)は西東京市教育計画(教育プラン21)の体系に沿ったものでございます。(2)は教育委員会の活動状況でございます。(3)は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条で規定されている教育委員会に関する事務に沿ったものでございます。

最後に、第5では有識者からの御意見を掲載しております。

報告書(案)の全体の構成は以上でございます。

それでは、報告書(案)の内容について順次御説明いたします。恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

まず第1の概要でございますが、ここでは平成20年度分の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について総括的に取りまとめております。特に平成20年度の主な事務事業として13項目を抽出しておりますが、これらの事務事業の目標設定に当たりましては四つの項目を基本としております。1番目が教育計画(教育プラン21)、総合計画等の各種計画の着実な推進を図ると。2番目が現在直面している行政課題、または新たな行政課題に対して積極的に取り組む。3番目が継続中の事業の一層の充実を図る。4番目が継続中の事業の見直しを図るとしております。

以上の4項目を基本に目標設定し、この目標に沿って各種事務事業の執行状況を点検・評価しております。全体として実績・成果、あるいは評価と課題の検証においては、おおむね各項目とも平成20年度の目標を達成することができたと評価しておりますが、学校施設適正規模・適正配置の検討等、本年度で完結することが難しい大きな課題については、新たに作成した「西東京市教育計画(平成21年度から25年度)」や「西東京総合計画(後期基本計画)平成21年度から25年度」等を継続して引き継ぎ、次年度以降の実施に向けて取り組みを継続する考えであるとしております。

第2につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、第3につきまして(1)から順に概要を御説明いたします。初めに(1)といたしまして、次期西東京市教育計画の策定でございます。これにつきましては、「西東京市総合計画(後期基本計画)平成21年度から25年度」との整合並びに生涯学習推進計画との連携を図りながら策定作業を進めたものでございます。なお、策定に当たりましては、西東京市教育計画策定懇談会の設置やアンケート調査、パブリックコメント等の市民参加手続を行っております。今後は計画の着実な推進に向け、教育委員会の体制を整備する必要があるとしております。

次に(2)といたしまして、学校施設の適正規模・適正配置の検討でございます。これにつきましては、学校施設の適正規模・適正配置について教育委員会の基本方針を決定しております。平成21年度は新町・向台地域及び谷戸・ひばりが丘地域について、保護者、地域住民、学校等の意見を聞きながら検討を進めるための地域協議会を設置するとしております。次に3ページを御覧ください。(3)特別支援教育の推進でございます。平成20年度では、中学校通級指導学級の設置について検討を行い、平成21年度以降の総合計画の後期基本計画に位置づけることとしたものでございます。今後は平成22年度の開設に向け、学級運営等についてさらに検討を進める必要があるとしております。

次に4ページを御覧ください。(4)学校施設の整備でございますが、老朽施設の建て替え工事の検討を進める上で、西東京市における学校施設の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、通学区域の見直し、あるいは学校施設の統廃合の検討とあわせて検討を進めていくとしております。

次に(5)中学校給食の実施に向けた取り組みでございますが、平成20年度には中学校 給食検討委員会からの中間報告及び最終報告によりまして、基本方針として、学校給食法 に基づく完全給食の実施。 親子調理方式の採用。 家庭弁当との選択制。 小学校給食と の同一献立の四つの柱を立てております。今後は、実施に向けた個別具体的な問題について 解決する必要があるとしております。

次に5ページをお願いいたします。(6)学校への人的支援(学習支援員配置事業)でございます。これは小学校1年生の学級で、いわゆる小1プロブレムに対応するために学習支援員を配置するというものでございます。課題として、担任と学習支援員の打ち合わせ時間の確保及び担任と学習支援員の役割分担が明確でないことを指摘しております。

次に6ページをお願いいたします。(7)情報教育の充実整備でございますが、平成20年度では、子どもたちの「情報活用能力」の育成や「分かる授業」の実践に向け、西東京市教育情報化推進計画を策定しております。今後は、児童・生徒、教員、保護者と一体となった情報モラル教育を実践していくことが重要であるとしております。

次に(8)不登校児童・生徒への対応でございます。今後も不登校対策委員会を中心に 小・中学校が連携して未然防止の取り組みを行っていくこととしております。

次に7ページをお願いいたします。(9)生涯学習推進計画の策定でございますが、計画策定に当たりましては、生涯学習推進計画策定懇談会の設置やインターネットによる市民意識調査、市内の学習活動団体へのグループインタビュー、パブリックコメントなどを実施しております。今後は、計画に位置づけられた推進施策を着実に実現することが課題としております。

次に8ページをお願いいたします。(10)学校開放プール事業でございますが、学校開放プール事業のあり方について西東京市スポーツ振興審議会から意見書が提出され、この意見を参考に児童開放プールを廃止し、学校単位で実施されている学校プールに指導員・監視員を配置するなどの見直しを行っております。

次に9ページを御覧ください。(11)保谷駅前公民館・図書館の整備でございます。駅 に直結した施設という立地特性を踏まえ、保谷駅前公民館・保谷駅前図書館ともに利用の拡 大が図られていると評価しております。

次に(12)図書館事業の見直しでございます。図書館協議会の図書館事業の見直しの提言を受け、西東京市図書館基本計画・展望計画を策定し、今後は長期的な視野に立った計画的、安定的な図書館運営を進めていくこととしております。

次に10ページをお願いいたします。(13)菅平少年自然の家の運営管理事業の検討でございます。平成20年度では、施設の存続、転用、廃止についての課題等への対応として、市民からの意見聴取や指定管理者を導入している自治体の聞き取り調査などを実施しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。第4といたしまして、事務の管理及び執行 状況の評価についてでございます。まず(1)として、西東京市教育計画(教育プラン2 1)関係について、この計画に掲げられておりますすべての事務事業のテーマごとに、その 取り組み状況と今後の展望と達成度等について12ページから27ページまで記載しており ます。

達成度の見方でございますが、恐れ入りますが、11ページを御覧ください。AからEまでの5段階による達成度の評価をしており、計画期間内における施策の達成度により評価したものでございます。全体では「概ね達成」のA、または「一部達成し、今後更なる充実を図っていく」のBの評価がほとんどでございます。

次に(2)教育委員会の活動状況につきましては、28ページから32ページまで記載しております。

次に(3)では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条関係の事務管理及び 執行状況について、33ページから57ページに記載してございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。第5といたしまして、点検・評価に関する 有識者からの意見でございます。まず、武蔵野大学の岩田先生でございますが、御意見とい たしまして、昨年度の評価様式より充実した評価様式になっているとの御意見をいただいて おります。また、今後の検討課題についても御意見をいただいております。

次に59ページをお願いいたします。桜美林大学の田中先生でございますが、御意見といたしましては、おおむね良好との評価をいただいております。第3で取り上げた13事業についてそれぞれに評価し御意見をいただいております。

6 1ページをお願いいたします。政策研究大学院大学の横道先生でございます。先生からは、「学校施設の適正配置」、「教育と情報化」、「菅平少年自然の家」の3点について御意見をいただいております。このたびの先生方の御意見につきましては、今後の取り組みや次回の点検・評価に反映してまいりたいと考えております。

報告書案の概要につきましては、以上でございます。

なお、本日、教育委員会で御決定賜りましたら、市議会へ提出並びに市民の皆様にはホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

いかがでございましょうか。角田先生ございますか。

角田委員 これはそれぞれ自己点検されたんですよね。そこでちょっと気になったのは、やはり、自己点検でCがついているという、ずっとAから順番に見てきたんですけど、25ページと26ページの生涯学習環境の整備で、自己点検した上でCという、これをもうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。どうしてこうなるのか。

櫻井教育企画課長 こちらのほうはCの評価になっておりますが、Cの評価は、教育計画に 掲げる施策事業を実施に向けて検討しているという段階でございまして、こちらのほうの表 で見ますと、黒丸のところ、 がございます。 がガイドブックの作成に向けた検討、 それから生涯学習情報システム構築の調査・検討ということで、この2点について17年度 から19年度まではこのあたりの検討をしてまいりましたが、ただ、実際には、こちらの生涯学習情報システム構築までは至らずということで、まだ検討段階ということでの評価でCということになっております。

それから、26ページの一番下のところですが、青少年教育施設の整備ということでございます。こちらにつきましては青少年教育施設、これは菅平少年自然の家のことでございますけれども、こちらのほうが、この黒丸のところを御覧になっていただきますと、菅平少年自然の家検討委員会を設置し、施設改修や運営方法等について施設のあり方を検討ということで検討のほうはしております。ただ、三つの要素がございますけども、廃止、継続、それからほかの転用、これらの使い方がございますけども、そちらについてはまだ最終的なところの段階まで決まってはおりません。そんなことからことでの評価になっております。

角田委員 有識者の評価でもかなりこのあたりは、まだまだこれからというふうに書いてありましたのでそういうことかなとは思いましたが、もうかなり検討が進んでいるんじゃないかなと思ったものですから、失礼いたしました。よくわかりました。

竹尾委員長 有識者の評価でAなんかもらうよりCでいいんだと。それで自然消滅しちゃえばいいという、そういう非常にいい評価があるなと私は思いましたが。

ほかに何かございますでしょうか。今のはよろしゅうございますか。

角田委員 はい、結構です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

### 〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第42号 平成21年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成20年度分)について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第43号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命 について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

野崎教育長 議案第43号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命についての 提案理由を申し上げます。

平成21年8月31日をもちまして、現在の委員の任期が満了となります。新たに平成21年9月1日から平成23年8月31日までの2年間、西東京市立学校給食運営審議会委員を委嘱及び任命する必要があるためでございます。つきましては、教育委員会事務委任規則第2条第8号に基づき提案するものでございます。

区分といたしましては、児童・生徒の保護者の代表8名、学識経験者2名、校長の代表1名、副校長の代表1名、給食主任の代表2名、栄養士の代表2名でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長補足説明はありますか。ありませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論は省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

### 〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第43号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 協議事項 新型インフルエンザの対応について、を議題といたしま す。協議事項についての説明を求めます。

山本学校運営課長 それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

新型インフルエンザの対応につきましては、以前に西東京市の対応といたしましてガイドラインを定めさせていただいたところでございます。しかしながら、その後、新型インフルエンザの感染拡大によりまして、本市の市立小・中学校を臨時休業する際におけるガイドラインの改定が必要になったことから、今回協議事項として提出をさせていただいたものでございます。

それでは、申し訳ございませんが、協議事項の2枚目をお開きください。

新型インフルエンザ感染拡大により西東京市立小・中学校等を臨時休業にする場合のガイドラインの改定について(案)として提出をさせていただきました。

5月22日の教育委員会におきましてガイドラインを決定した後に、先ほどもお話しさせていただきましたように、国の見直し、あるいは東京都の見直し等がある中で感染が非常に拡大をしております。こうした中で、9月以降の本市の臨時休業に対しますガイドラインを見直したところでございます。ただし、本日、東京都といたしましてガイドラインとなるものを発表するという情報もございますので、今後それらの情報を収集する中で、一部本ガイドラインと異なる対処をする場合もございますので、御了承をいただきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、一つずつ御説明をいたします。まず、学級閉鎖についてでございます。考え方は二つでございます。一つは、学級内で7日以内にインフルエンザに感染した児童・生徒、またはインフルエンザ様の症状が見られる児童・生徒が複数確認され、今後、学級内で感染が拡大するおそれがあると学校長が判断した場合、この場合につきましては、児童・生徒を下校させ、その日の翌日から4日間を臨時休業とするものでございます。

2番目といたしまして、学級内で同日に1割以上の児童・生徒にインフルエンザ感染、またはインフルエンザ様の症状が見られた場合については、同様のように、その日の翌日から4日間の臨時休業とするものでございます。

次に学年閉鎖についてでございます。こちらも二つの考え方がございます。一つは、学年内で学級閉鎖の学級が生じ、今後他の学級への感染が拡大するおそれがあると学校長が判断した場合につきましては、児童・生徒を下校させ、その日の翌日から4日間を臨時休業とするものでございます。

二つ目といたしましては、学年内で複数の学級が学級閉鎖となった場合に同様の措置をす

るものでございます。

次に学校閉鎖でございます。こちらにつきましても二つの考え方を示しております。一つは、学校内で複数の学級で学級閉鎖となり、今後、学級全体で感染が拡大するおそれがあると校長が判断した場合につきましては、児童・生徒を下校させ、その日の翌日から4日間を臨時休業とするものでございます。

二つ目といたしましては、学校内で複数の学年が学年閉鎖となった場合に同様の措置をするものでございます。

なお、学級閉鎖等で児童・生徒が下校する際には、当該学級等の児童・生徒全員にマスクを配布し着用させることとしております。なお、マスクにつきましては、学校運営課のほうで手当てをいたしまして学校へ配布しているものでございます。

次に、資料1から資料3まで添付させていただきましたが、こちらは参考資料として御覧いただければというふうに考えているところでございます。

以上で終わります。

竹尾委員長 説明が終わりました。これより質疑及び委員の方々との協議に入りたいと思います。御質問等ございましたら。

沼本委員 学級閉鎖にしても学校閉鎖につきましても、校長が判断をするような形になっていますが、校医さんとの関係はどういう関係になっていますか。

山本学校運営課長 今の御質問でございますが、一つは学校長が判断する場合、二つ目が教育委員会で定めたガイドラインに沿って休業する場合という定めになっておりますが、学校長が判断する場合に当たりましては、現在季節性のインフルエンザに当たりましても学校医と協議・相談をしておりますので、この辺につきましては、各学校の現状の対応でお願いしたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 ガイドラインの改定についてはわかりましたけれども、新型インフルエンザへの 対応ということで、図書館等でもしそれがわかった時点では、その対策等はどうなっている んですか。考えられていないのでしょうか。

小池図書館長 図書館でわかるという状況ですが、まず職員と利用者とに分かれると思いますが、まず利用者は不特定多数で出入りしていて、それを個々には図書館として把握できませんので、そのことでの対応はないと思います。

角田委員 ないんですか。

小池図書館長 それから、職員については学校と同じでございます。

山本学校運営課長 申し訳ございません。私のほうから補足して御答弁させていただきます。 図書館・公民館等について休館する場合でございますが、こちらにつきましては、西東京 市の危機管理対策本部というのがございます。こちらの決定に従って、施設の開場・閉場等 について対応するというふうになってございます。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに意見はございませんか。 協議を終結します。

これより協議事項を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[ 賛成者举手]

全員賛成。よって、協議事項 新型インフルエンザへの対応について、は原案のとおり可 決されました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項、に移ります。報告事項の説明を求めます。

櫻井教育企画課長 それでは、私のほうから、西東京市教育委員会事務局における組織改正 の協議について(回答)ということで御説明させていただきます。

平成21年7月28日の教育委員会第7回定例会で決定し、同日付で教育委員会から市長に協議いたしました文化・スポーツ行政移管後の教育委員会事務局の組織改正案につきまして、市長から教育委員会に回答がございましたので御報告いたします。

回答文のほうを御覧いただきたいと思います。

西東京市教育委員会事務局における組織改正の協議について(回答)

平成21年7月28日付21西教教第401号にて地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき協議のありました標記の件について、協議のとおり承認する。

ただし、教育委員会事務局における組織改正の実施については、市長部局の組織改正と同一時期に実施することとする。

という形で回答をいただいております。

なお、今後の手続といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項によりまして、市長が文化・スポーツ行政の事務の管理及び執行をするための条例を制定する前に議会が教育委員会に意見聴取することとなっております。したがいまして、今後議会から教育委員会に対しまして、法律に基づく意見聴取があると考えております。

議会の意見聴取に対する教育委員会としての対応といたしましては、平成21年7月28日付で教育委員会から市長に「文化・スポーツ行政の推進体制等について」として回答いたしました内容を教育委員会の意見としたいと思っております。あらかじめ御承認くださるようお願いいたします。

具体的にでございますけれども、7月28日付で教育委員会のほうから市長に回答した内容でございますが、まず、先に6月24日に市長のほうから意見聴取が来ております。こちらの内容でございますが、「組織改正の実施に向けて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき意見聴取させていただきたく、下記について貴委員会の意見を賜りますようお願いいたします」とされております。

まず、1点目でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づき、文化(文化財保護を除く。)及びスポーツ(学校における体育に関することを除く。)に関する事務を市長が執行・管理することについて。2点目がスポーツに関する施設及び審議会等を市長が所管することについて。この2点につきまして教育委員会の意見を求められたところでございます。

これにつきまして、7月28日付で教育委員会から市長のほうに回答をしておりますが、 まず、今の1点目のところの回答でございますが、「文化(文化財保護を除く。)及びスポ ーツ(学校における体育に関することを除く。)に関する事務については、より一体的な組織体制のもと、振興施策や事業に取り組むことが重要であることにかんがみ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2に基づき市長が所管することが適当と考えます。なお、生涯学習の総合調整機能、市立小学校を拠点とする地域生涯学習事業、公民館・図書館の社会教育事業については、引き続き教育委員会で所管することが適当であると考えます」としております。

次に2点目のところでございますが、1と同様に、「スポーツに関する施設及び審議会等を市長が所管することについても適当であると考えます」ということで回答をさせていただいております。したがいまして、同じような回答で、議会のほうから意見聴取がございましたら回答してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

竹尾委員長 報告事項が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての質疑を受けます。

沼本委員 先ほど新型インフルエンザについてがありましたけれども、西東京市では、学校以外に多く発症している例として学童クラブがありますね。学校のほうでインフルエンザが流行したときには、4日間とかそういうふうな対応はできるわけですけども、学童クラブのほうはどういうふうなことになっているんでしょうか。また、それについての対応はどうでしょうか。

山本学校運営課長 学童クラブにつきましては、芝久保学童クラブというところがございまして、ここで集団感染が発生しております。こちらのほうにつきましては、保健所におきましてPCR検査という新型インフルエンザかどうかという検体の遺伝子検査をしておりますが、こちらを実施しておりまして、その結果、新型インフルエンザというふうな認定を受けているところがございます。

学童クラブにつきましては、基本的には、日中お父さんお母さんと言われる保護者の方たちが子どもたちを見ることができないということで開所している施設でございますので、健康な子につきましては受け入れを続けるという考え方を児童青少年課のほうで示しております。したがいまして、学校が臨時休業になった場合におきましても、夏休みの期間と同じように、朝から、健康なお子さんについては受け入れをするという対応になっております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結いたします。

以上でその他、を終わります。

以上をもちまして、平成21年西東京市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。どう もありがとうございました。

午後2時56分閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員